令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務委託

プロポーザル実施要領

１　趣旨

　　この要領は、令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務委託の契約の相手方を選定するにあたり、プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものである。本プロポーザルにおいて選定された者について、長野原町（以下「町」という。）は随意契約を行う予定がある。

２　業務名

　　令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務委託

３　業務内容

　　別紙「令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

４　選定方法

　　公募型プロポーザル方式

５　業務期間

　　契約締結の日から令和８年３月３１日まで（予定）

６　実施スケジュール

(1)　公告

　　　令和７年４月２日（水）

(2)　質問（後述）の締切

　　　令和７年４月１４日（月）午後５時まで

(3)　質問の回答

　　　令和７年４月１７日（木）までに回答

(4)　参加申込書の提出期限

　　 令和７年４月２３日（水）（必着）

(5)　企画提案書等の提出期限

　　 令和７年４月３０日（水）（必着）

(6)　書類審査

　　 令和７年５月上旬

　　 企画提案書等の内容に基づき審査を行い、プレゼンテーション審査対象者（５者程度）を選定する。

　　 書類審査の結果は、企画提案書を提出した全者に５月上旬に書面にて通知する。

(7)　プレゼンテーション

　　 令和７年５月中旬頃を予定

※詳細は参加申込者に後日通知する。

(8)　審査結果の公表

　　　令和７年５月下旬頃を予定

７　参加申込の資格要件

　 プロポーザルに参加する者は、令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務委託の趣旨を理解し、次に掲げる項目をすべて満たすこと。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2)　参加申込時において、経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項に基づき破産手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき、銀行取引停止処分を受けたとき等）にないこと。

(3)　長野原町暴力団排除条例（平成２４年条例第２１号）第２条の規定に該当しないこと。

(4)　農畜産物を主体とした地域ブランドの創出業務および地域プレイヤーの育成・モチベーション醸成を目的とした研修等業務の受託実績があること。

(5)　令和６・７年度競争入札参加資格申請（物品・役務）の認定を受けていること。認定を受けていない場合は、令和７年４月１７日（木）までに申請を必ず行うこと。

８　参加申込書に関する事項

(1)　プロポーザルに参加する者は、参加申込書（様式第１号）に必要事項を記入し提出すること。

(2)　提出方法は、郵送（提出期限日必着）のみとする。封筒に「令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。なお、郵便事故等による提出書類の未達について、町は一切の責任を負わない。

９　提案上限額

　　７，６００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

10　提出書類

　次に掲げる提出書類について、正本１部、副本６部、計７部提出すること。

(1)　会社概要（任意様式・パンフレット可）

(2)　企画提案書

ア　別紙仕様書に基づき、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう配慮し、簡潔かつ明瞭な提案書とすること。

イ　表紙以外のすべての用紙の下部に通し番号（ページ番号）を付すこと。

ウ　用紙のサイズはA4判サイズとする。但し、やむを得ない場合（A4判サイズでは文字や図等の記載事項の判読が困難な場合等）は、A3判サイズを片袖折りにしてA4判サイズとすることも可とする。

エ　提案者としての方針やアピールポイントについては、次の基本的内容を含めて記載すること。

　　ⅰ　長野原町農畜産物ブランド化推進に対する考え方

　　ⅱ　戦略策定作業フロー

　　ⅲ　戦略策定のポイント

　　ⅳ　仕様書に記載のない独自の提案（任意）

　　ⅴ　本業務の執行体制

　　　　・本業務の執行にあたってのチーム編成の考え方及び特色

　　　　・技術者の配置及び経歴、全体の作業体制

(3)　業務実績調書（様式第２号）

ア　農畜産物ブランド化関連業務の実績を記載すること。

イ　業務実績の種別・規模は問わない（提案者側の判断で記載すること）。

(4)　見積書（任意様式）

ア　項目ごとに見積の内訳が分かるように記載すること。

イ　本業務委託に係る経費に充当できる国や県等の補助事業があれば、積極的に提案すること（見積書に別紙で提案書（任意様式）を添付のこと）。

11　提出方法

(1)　郵送（提出期限日必着）のみとする。

(2)　封筒に「令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

(3)　提出物については、理由の如何を問わず返却しない。

(4)　郵便事故等による提出書類の未達について、町は一切の責任を負わない。

12　質問及び回答

　本プロポーザルに関する質問は、次の方法で受け付け、回答する。

(1)　質問方法

　　ア　質問は、電子メールでのみ受け付ける。

　　イ　電子メールにより質問書（様式第３号）を提出すること。

　　　　なお、提出先は「15　提出先及び問い合わせ先」のメールアドレスとする。

　　ウ　電子メールの件名は、次のとおりとすること。

【質問】令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務プロポーザル

　　エ　電子メール送信後、「15　提出先及び問い合わせ先」に対して、電話にて受信確認を行うこと。

　　オ　通信事故等によるメールの未達について、町は一切の責任を負わない。

(2)　受付期間

　　　令和７年４月１４日（月）午後５時まで

(3)　回答方法

　　ア　すべての質問について、質問回答集としてまとめ、令和７年４月１７日（木）までに長野原町公式ホームページ上に掲載する。なお、質問者名は公表しない。

　　イ　回答後の個別の問い合わせは受け付けない。

13　プロポーザルによる審査等

(1)　審査

　　　審査は、別に定める「令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。

(2)　評価項目は、次のとおりとする。

　　ア　企画提案（プレゼンテーション）

　　イ　農畜産物ブランド化関連業務の受託実績

　　ウ　見積金額

　　エ　総合評価

(3)　選定結果については、プレゼンテーション（審査）終了後、５月下旬頃を目途に全参加者に文書により通知する。

14　その他

(1)　このプロポーザルに参加する者は、参加申込書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2)　このプロポーザルに係る一切の経費は、すべて参加者の負担とする。

(3)　業者選定における審査は非公開とし、会議内容及び評価結果については公表しない。また、これらに関する質疑・申立ては一切受け付けない。

(4)　参加申込書提出後に辞退する場合は、必ず辞退届（様式第４号）を速やかに提出すること。

(5)　次のいずれかに該当した者は、辞退とみなす。

　　ア　提出書類が期限までに提出されなかった者

　　イ　予め通知されたプレゼンテーション開始時間に遅れた者

　　　　※プレゼンテーションが実施されなかった場合は、この限りでない。

(6)　次のいずれかに該当した者は、失格とする。

　　ア　企画提案書等の提出方法、提出期限、本要領及び仕様書を遵守しない者

　　イ　企画提案書等の提出書類に虚偽の内容を記載した者

　　ウ　本要領に定める以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた者

　　エ　公正な競争の執行を妨げたり、不正な利益を得るための話し合いを行った者

オ　提案上限額を超えた見積書を提出した者

(7)　提出期限後における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(8)　企画提案書は、提案者が確実に実現できる範囲内で記載すること。

(9)　有料オプションなど、別途費用を必要とする事項の企画提案書への記載は受け付けない。

(10) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、別途契約候補者との交渉で決定する。

15　提出先及び問い合わせ先

　　〒377-1392　群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340番地1

　　長野原町役場　農林課農林係　担当：降籏

　　TEL：0279-82-3035（直通）FAX：0279-82-3115

　　メール：nourin@town.naganohara.gunma.jp